

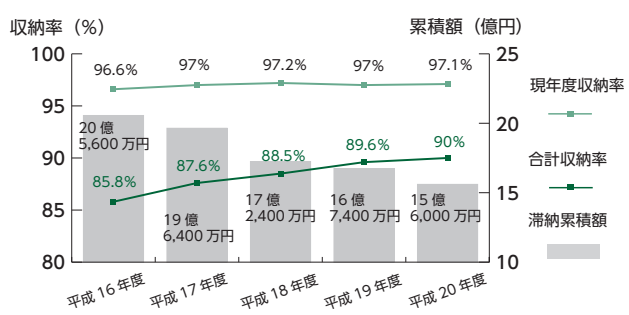
自主財源と公平性の確保のために

滞納をなくそう！

市民の皆さんが納める市税は、市民サービスを提供する上で必要不可欠な自主財源です。また、納税は国民の義務であり、自主的に納付していただくものです。しかし滞納があると、納期内納付をした人との間に不公平が生じたり、歳入不足により市民サービスの提供が困難になるなど、大きな影響を及ぼします。

公平で適正な財政運営のためにも許すことのできない「滞納」について考えます。

市税収納率と滞納累積額の推移



* 数値は、市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・市たばこ税・鉱産税・入湯税の合計

市税滞納の状況

税金は、市民の皆さんに公平に負担していただくもので、ほとんどの人は納期内納付をしています。

市税は口座振替やコンビニエンスストアなどでの収納など、納税の利便性向上のための経費としても使われています。しかし、収納に関する経費の多くは、滞納している人への通知書の送付や滞納処分をするために使われ、市にとって多大な損失となっています。

市では上のグラフのとおり、積極的な滞納処分によって、滞納繰越分(※1)の収納率は改善されており、滞納累積額も減少しています。今後引き続き滞納繰越分の解消に努めるとともに、現年度

収納率向上のため、新規滞納者もより早い段階から財産調査・滞納処分するなど、滞納の早期解消につながる取り組みをさらに強化しています。

※1：滞納繰越分とは、課税した年度内に収納できず次の年度に繰り越されたもの

滞納解消への取り組み

市では滞納された税を徴収するため、財産調査実施の上、財産の差し押さえやその売却代金を税に充てる「換価」を積極的に実施しています。主な差し押さえの種類としては次のとおりです。

- 各種債権（預貯金・給与・年金・保険契約・売掛金など）の差し押さえ
- 不動産の差し押さえ
- 動産（有価証券・自動車・貴金属など）の差し押さえ

これらの中でも給与の差し押さえは、売却が不要なことや滞納税がなくなるまで継続されるなど、効率的な滞納解消につながることから、特に力を入れています。

また、不動産や動産などの差し押さえ財産の公売にも力を入れており、平成20年度からインターネット公売を開始しました。

※次項表参照

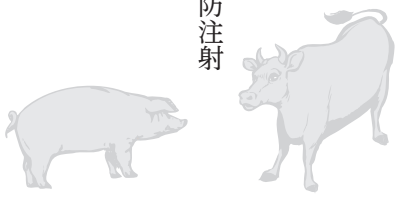
家畜保健衛生対策事業助成

対象者.....市内に住所を有する肉牛および乳牛、種肉豚小規模飼養農家、小規模飼養農家で構成される肥育組合および酪農組合、養豚組合

対象家畜.....和牛・乳牛・豚

対象病名

- ①牛へモフィルス・ソムナス感染症予防注射
 - ②牛伝染性鼻気管支炎（IBR）予防注射
 - ③三種混合ワクチン予防注射
 - ④結核病・ブルセラ病検査
 - ⑤ヨーネ病検査
 - ⑥アカバネ病予防注射
 - ⑦四種混合ワクチン予防注射
 - ⑧異常産三種混合ワクチン予防注射
 - ⑨五種混合ワクチン予防注射
 - ⑩丹毒・肺炎混合
 - ⑪A R（伝染性肺炎）
 - ⑫S E P（流行性肺炎）
 - ⑬日本脳炎
- 助成金額**.....
- 《牛》 予防注射に要する事業費の15%
*1, 000円未満切り捨て
- 《豚》 予防注射に要する事業費の5%
*1, 000円未満切り捨て
- ※申請多数の場合は予算内で調整します。



申請・実績報告

5月31日(月)までに申請書を、平成23年2月28日(月)までに実績報告書を提出してください。

申請先・問い合わせ

農林振興課 ☎43・2302 FAX 43・2313



▲差押不動産のインターネット公売

■差し押さえと公売の実施状況

	収納金額（差し押さえ件数）		売却金額 （公売回数）
	上記のうち給与を対象としたもの		
平成 19 年度	53,108,642 円	(507 件)	未実施
	147,400 円	(5 件)	
平成 20 年度	85,208,847 円	(497 件)	389,155 円 (2 回)
	8,613,681 円	(54 件)	
平成 21 年度	179,140,611 円	(1,122 件)	12,313,412 円 (4 回)
	82,633,790 円	(420 件)	

平成 22 年度 伊賀市市税納期限一覧表

○市・県民税	1 期 6 月 30 日	○国民健康保険税	1 期 4 月 30 日
2 期 8 月 31 日	2 期 5 月 31 日	2 期 8 月 31 日	2 期 5 月 31 日
3 期 11 月 1 日	3 期 8 月 31 日	3 期 8 月 31 日	3 期 8 月 31 日
4 期 1 月 31 日	4 期 9 月 30 日	4 期 9 月 30 日	4 期 9 月 30 日
○固定資産税	5 期 11 月 1 日	5 期 11 月 1 日	5 期 11 月 1 日
1 期 4 月 30 日	6 期 11 月 30 日	6 期 11 月 30 日	6 期 11 月 30 日
2 期 8 月 2 日	7 期 12 月 27 日	7 期 12 月 27 日	7 期 12 月 27 日
3 期 12 月 27 日	8 期 1 月 31 日	8 期 1 月 31 日	8 期 1 月 31 日
4 期 2 月 28 日	9 期 2 月 28 日	9 期 2 月 28 日	9 期 2 月 28 日
○軽自動車税	10 期 3 月 31 日	10 期 3 月 31 日	10 期 3 月 31 日
全期 5 月 31 日			

■給与と差し押さえの重み

「給与の差し押さえ」は毎月の給与から最低生活費を除いた金額を未納の税金に充てる処分をいいます。

滞納した税を完納するのは、思ったより大変です。例えば、配偶者と子どもの2人を扶養している月給40万円の人の場合、もともと給料から差し引かれる所得税や社会保険料は約8万円です。給与額に応じて決まる差し押さえ額11万円を差し引くと手元には生活費として約21万円しか残らない計算になります。この差し押さえは、滞納が解消されるまで毎月続きます。

■夜間窓口のご案内

税金を滞納した場合、滞納額は一括で納付することが原則です。ただし、特別な事情があると認められる場合には、分割して納付することもできます。納税相談は随時受け付けていますので、詳しくはお問い合わせください。また、夜間窓口を開設しますのでご利用ください。

◆夜間窓口

市税の収納業務・納税相談業務
5月24日(月)～28日(金)・31日(月)
午後8時まで
※夜間窓口開設は本庁のみです。

■多重債務で苦しんでいる方に

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩まれている人は、納税相談実施時にそのことをお伝えください。過払い金が発生していれば、ひとつの債権として取立て可能な場合があります。

税金は福祉や教育などの市民サービスを提供するために欠かせないものです。市は、今後も納税の利便性や納税相談の充実に取り組みむほか、市税の収納率向上と税負担の公平性の確保に努めます。

【問い合わせ】

収税課
☎ 22・9612 FAX 22・9618

特産野菜等生産振興支援事業助成

■対象者.....市内で共同栽培を行う生産組織または3戸以上の農家で集団栽培を行う組織

■対象品目.....たまねぎ、なばな、ひのな、ちぢみほうれんそう、アスパラガス、かぼちゃ、きゅうり、キャベツ、こんにゃく、自然薯、モロヘイヤ、蕎麦(12品目)

■対象ほ場.....《生産組織》市内で1品目につき10アール以上作付けした場合。

《集団栽培》市内で1品目につき10アール以上の連担した田または畑に作付けした場合。

■助成金額.....10アール当たり10,000円以内

※申請多数の場合は予算内で調整します。

■申請・実績報告.....5月28日(金)までに申請書を、12月26日(月)までに実績報告書を提出してください。

■作付け事実の確認方法.....①出荷(販売)の事実および数量が確認できる証票(出荷伝票など)の写しを実績報告書に添付してください。

②ほ場ごとに作物の栽培状況と申請者が分かる写真(おおむね収穫の1週間前に撮影)を撮影し、裏面に品目名・ほ場の地名・地番・申請者名を記入し実績報告書に添付してください。

③申請ほ場を現地確認することがあります。

■申請先・問い合わせ.....農林振興課 ☎ 43・2302 FAX 43・2313

J A 伊賀北部各営農生活センター

J A 伊賀南部青山経済センター